

マリンホース国際カルテル事件における米国司法省および英国公正取引庁の画期的な協力関係による取組み並びに日本における刑事的執行に関する批判的考察

牛嶋龍之介*

I はじめに

米国司法省は、2007年12月12日に、英国人3名がマリンホースの国際カルテルに参加したこと認め、記録的に長期な禁錮刑に服することで合意した司法取引が成立し、英国との前例のない協力により捜査が行われたとプレスリリースを行った¹。英国人3名は、米国当局に拘束されたまま、同年12月18日に英国ヒースロー空港に到着し、英国当局に逮捕された。翌日、英国公正取引庁も、英国人3名を取調べの上、起訴したが、英国において2003年6月にカルテルが犯罪となってから初めて起訴された事件であるとのプレスリリースを行った²。同じマリンホースの国際カルテルについて、日本の公正取引委員会は、日本の参加会社への課徴金納付命令と海外の参加会社も含めて排除措置命令を出す方針を固めて、各社に事前通知を行ったと報道されている³。日本の公正取引委員会が外国企業に対してカルテルについて行政処分を下すのは初めてであると報道されている。独占禁止法の刑事的執行に関しては、公正取引委員会の2005年10月公表の「告発・犯則調査運用方針」があり、それにより、①一定の取引分野における競争を実質的に制限する違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案、または②公正取引委員会の行う行政処分によっては法目的が達成できないと考えられる事案に該当すると疑うに足りる相

当の理由がある事件については、犯則調査を行い、告発するとされている。2005年の改正独占禁止法により課徴金減免制度が2006年1月より導入され、公正取引委員会も国際カルテルに対して海外の競争法当局と同様な証拠を得る手段を得たわけだが、公正取引委員会の刑事告発の権限は自らの運用方針で国際カルテルを抑止するために手段として十分に行使されていないといえる。

II 米国、英国および日本におけるカルテルに対する罰則

通常、2以上の同業者が市場支配を目的として、価格や生産・販売数量などを制限する、協定、合意がカルテルと呼ばれている。以下、カルテルに対する米国、英国および日本における罰則について紹介する。

米国では、カルテルはシャーマン法第1条で禁止されており、その違反には刑事罰が科せられる。司法省反トラスト局が大陪審の審査を経

— も く じ —

- I はじめに
- II 米国、英国および日本におけるカルテルに対する罰則
- III マリンホース国際カルテル事件における司法取引の概要
- IV 国際カルテルに対する米国およびEUの最近の変化
- V 日本の公正取引委員会の告発方針の問題点
- VI おわりに

*うじまりゅうのすけ、三宅・山崎法律事務所所属弁護士、ニューヨーク州弁護士

て裁判所に正式起訴を行う。法人に対しては、1億ドル以下の罰金刑、自然人に対しては100万ドル以下の罰金刑若しくは10年以下の禁錮刑またはその併科が用意されている。ただし、罰金額については、違反行為により獲得した利得額または与えた損害額の2倍まで引き上げることができる。具体的な罰金額および刑期は、量刑ガイドラインにより設定される上限額および下限額を参考に、裁判所が法律に規定されたすべての関連量刑要素を考慮したうえで判断をすることによって合理的な量刑が決定される。

英国では、カルテルはEUにおけるローマ条約第81条の規定に準じて1998年競争法によって禁止されている。公正取引庁は、EUの競争委員会に準じて違反事業者に対して直近事業年度におけるその事業者の全世界の売上の10パーセントを上限として算定ガイドラインによって決定した制裁金を課すことができる。それ以外にも、2002年企業法の2003年6月施行により、不誠実に、1名以上の他の者と、カルテルを行った自然人は、5年以下の禁錮刑もしくは無制限の罰金刑またはその併科ができるようになった。イングランド・ウェールズおよび北アイルランドでは、公正取引庁が裁判所に起訴する権限を有している。英国では、量刑ガイドラインは存在せず、有罪と判断された場合、裁判所は量刑を決定するに際して広範な裁量を有している。

日本では、カルテルは独占禁止法第3条によって不当な取引制限として禁止されている。公正取引委員会は、違反事業者に対して違反期間におけるその事業者の関連売上高最大3年間に一定率を乗じて算定した課徴金を課すことができる。2005年改正法により課徴金の算定率は大幅に引き上げられ、大企業には原則として10パーセント、早期解消の場合は8パーセント、再度の違反の場合は15パーセントが適用されることとなった。独占禁止法では、不当な取引制限の禁止に違反した場合、法人に対しては、5億円以下の罰金刑、自然人には対しては3年以下の懲役刑もしくは500万円以下の罰金刑またはその併科が用意されている。また、刑法の談合罪に該当する場合は、自然人に対して2年以下の懲役刑または250万円以下の罰金刑を科す

ことができる。独占禁止法のもとで刑罰の対象となる事件についての刑事的執行は公正取引委員会の告発を待って検察官が裁判所に起訴することによってのみ行われ、公正取引委員会は2005年改正法によって導入された犯則調査を行い、告発が相当との心証を得たときは、検事総長に告発を行う。なお、2005年改正法により、課徴金と罰金刑が併せて科せられる場合、罰金額の2分の1に相当する額が課徴金から控除されることとなった。

Ⅲ マリンホース国際カルテル事件における司法取引の概要⁴

マリンホースとは、タンカーと備蓄施設またはパイとの間の石油の移送に使われる柔軟性のあるゴム製のホースのことであり、シェル、エクソン、シェブロンなどの石油製品の海上での抽出および輸送に関係している会社が購入者となっている。遅くとも1999年から2007年5月まで、マリンホースの製造業者が米国その他で販売されるマリンホースについて入札談合、価格維持および市場分割の謀議を行ったとの疑いで、米国司法省反トラスト局、EU欧州委員会、英国公正取引庁、日本の公正取引委員会などの調査を受けている。各競争法当局の協力により、2007年5月2日、3日、7日に、米国、英国、フランス、イタリアおよび日本において立入調査が実施された⁵。

マリンホース国際カルテル事件では、英国人3名を含む5社の外国人担当者8名が、ヒューストンで開催されたとされるマリンホースカルテル会議の直後の同年5月2日にマリンホースカルテルに関与した嫌疑でヒューストンおよびサンフランシスコで逮捕された。いずれも、ただちに、保釈はされたが、パスポートの提出が条件とされ、本国に帰国できない状態であった。

2007年12月3日、司法取引により答弁についての合意が成立したのを受けて、米国司法省反トラスト局が英国人3名を米国裁判所に略式起訴した。そして、同年12月12日に英国人3名が米国裁判所において有罪の答弁を行った。司法取引により英国人3名は30ヵ月、24ヵ月および20ヵ月の禁錮刑と10万ドル、10万ドルおよび7

万5千ドルの罰金刑に服することに合意したが、米国裁判所による刑の宣告を遅らせ、英国に帰国して、英国公正取引庁の捜査・起訴に協力して、英国裁判所において英国でのカルテル犯罪について有罪の答弁を行い、その結果科せられる刑罰に英国で服する司法取引の内容となっている。さらに、司法取引では、英国裁判所において英国のカルテル犯罪について有罪と判断されて、科せられた禁錮刑の刑期を米国での裁判所に勧告する禁錮刑の刑期から控除し、英国裁判所で30ヵ月、24ヵ月および20ヵ月未満の禁錮刑を宣告された場合のみ、その完了後に米国に戻って米国裁判所において刑の宣告を受けることになっている⁶。

英国人3名は、2007年12月18日に身柄を拘束されたまま英国に帰国し、ヒースロー空港で英国警察に逮捕され、英国公正取引庁の取調べを受けた後、保釈されたが、英国裁判所に起訴された。2008年の初めには英国裁判所において有罪の答弁を行うことが見込まれている。この帰国は、米国および英国間の犯罪人引渡し条約によるものではなく、英国人3名が自主的に英国に帰国したものであり、米国司法省反トラスト局との司法取引は英国では効力がなく、英国では司法取引の制度がないため、英国人3名は英国裁判所において有罪の答弁をするか否かの自由を有している。しかし、本件は、2003年6月に2002年企業法が施行されてから初めてカルテル犯罪で起訴された事件であり、英国公正取引庁の長官も、「この点に関する我々の意欲は、公正取引庁がその執行責任を深刻に考えているとの明確なメッセージをビジネス界に送ることになるはずだ。」と述べている⁷。

IV 国際カルテルに対する米国およびEUの最近の変化

米国では、カルテルに関与した担当者に対して禁錮刑を科すことがカルテルを抑止・罰する最も有効な方法であるとの方針に基づいて、刑期が長期化している。国際カルテルに関与した外国人担当者は、もはや禁錮刑を免れることを期待できない。2000年から2005年の国際カルテルに関与した外国人担当者の平均刑期は、3ヵ

月から4ヵ月の間であったが、2006年は約7ヵ月に上昇し、2007年は11月時点で12ヵ月に達していた。2007年12月に公表されたマリンホース国際カルテル事件で司法取引した英国人3名の30ヵ月、24ヵ月および20ヵ月の禁錮刑は、いずれも米国反トラスト法違反による外国人に対する刑期としては史上最も長期のものであった。このような刑期の長期化の背景には、シャーマン法の2004年改正による刑期の上限の引き上げや量刑ガイドラインの改正の他に、司法省反トラスト局がより積極的に秘密録音・録画、外国政府への犯罪人引渡し要請、外国当局との捜査援助・協力など各種の捜査手段を利用するようになった結果、外国人担当者との司法取引における交渉力が増加したことが起因していると指摘されている⁸。

EUでは、多くの日本企業が絡んで巨額の制裁金が科された国際カルテル事件が欧州委員会によって相次いで摘発されている。2007年だけで日本企業が絡んだ事件の制裁金の合計は1200億円を超えている⁹。2005年にはローマ条約第81条違反で欧州委員会がカルテルに科した制裁金の合計は約6億8300万ユーロであったが、2006年6月に反トラスト事件における制裁金の算定のための欧州委員会改訂ガイドラインが公表されたため、2006年は約18億4600万ユーロ、2007年は約33億3400万ユーロに急上昇している¹⁰。

V 日本の公正取引委員会の告発方針の問題点

日本における独占禁止法の刑事的執行は、公正取引委員会の告発を待って行われる。公正取引委員会は、犯則調査を行った場合もちろん、行政調査を行った場合にも、独占禁止法違反の犯罪があると思料するときは、告発する義務がある。しかし、実務上は、公正取引委員会の裁量が認められており、カルテルが行われてもすべての場合に刑罰的執行が行われていない。

公正取引委員会は、2005年10月7日に「告発・犯則調査運用方針」を公表した。これに示された、①一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給制限カルテル、

市場分割協定、入札談合、共同ボイコットその他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案、または②違反行為を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成でないといふと考えられる事案には、積極的に刑事処分を求めて告発を行うとされている。公正取引委員会は、これに該当すると疑うに足りる相当の理由がある事件について、犯則調査を行い、これに該当する犯則の心証を得た場合に告発するとされている。

ところが、国民生活に影響を及ぼすと考えられるためには、国内での消費者に対する相当量の流通が前提となるため、悪質かつ重大な国際カルテルであっても、そのような前提を欠く場合には、公正取引委員会は自ら告発を行わないと判断せざるを得ず、独占禁止法の刑事的執行は望めない状況となっている。特に日本での売上のない外国企業が市場分割協定に参加した場合、EU では巨額の制裁金を科すことが算定ガイドラインによって可能となっているが¹¹、日本では国内関連売上がない限り課徴金を課することは不可能である。将来の競争の回復を目的とする排除措置を出しても、外国企業に対してどれだけの効果があるか疑問である。刑事的執行を行ってこそ外国企業も公正取引委員会の対応を深刻に受け止めカルテルに対する抑止効果は生まれると考えられる。マリノース国際カルテル事件における、日本の公正取引委員会の対応と米国司法省反トラスト局および英国公正取引局の対応の相違がまさに、法律によって認められている刑事執行責任をいかに重く受け止めているかの彼我の違いを示しているといえる。

VI おわりに

2005年の改正独占禁止法により課徴金減免制度が2006年1月より導入され、2007年12月現在で延べ150を超える申請があったと公表されており、課徴金減免制度は導入時の予想に反してきわめて成功を取めているといえる。国際カルテルの調査において、リーニエンシープログラ

ムを有しない国の競争法当局には申請者の同意を得て各国競争法当局間で情報の交換を行うことが許されないため¹²、かつては、ビタミン、黒鉛電極などに関する大型国際カルテル事件に際しては、日本企業がカルテルに関与していたため、日本市場の競争も制限していたはずであったが、日本の公正取引委員会は早期に有効な手段をとれないという苦い経験をしてきた。それが、課徴金減免制度の導入により日本の公正取引委員会も国際カルテルの謀議の核心に迫る証拠に早い段階から接する機会が与えられるようになっていく。公正取引委員会も海外の競争法当局と同様な証拠を得る手段を得たわけだが、公正取引委員会の刑事告発の権限は自らの運用方針で国際カルテルを抑止するために手段として十分に機能しておらず、宝の持ち腐れになっているように思われてならない。

[注]

- 1 http://www.usdoj.gov/atr/public/press_releases/2007/228561.htm
- 2 <http://www.oft.gov.uk/news/press/2007/177-07>
- 3 中日新聞2007年12月7日夕刊
- 4 米国司法省反トラスト局のホームページで英国人3名の答弁についての合意が公開されている。
<http://www.usdoj.gov/atr/cases/allison.htm>
- 5 http://www.usdoj.gov/atr/public/press_releases/2007/223037.htm
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/07/163&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>
日本経済新聞2007年5月7日夕刊
- 6 英国裁判所で30ヶ月、24ヶ月および20ヶ月以上の禁錮刑を宣告された場合、米国裁判所で被告人欠席で刑の宣告が行われる。
- 7 <http://www.oft.gov.uk/news/press/2007/177-07>
- 8 <http://www.usdoj.gov/atr/public/speeches/227740.htm>
- 9 産経新聞2007年12月27日朝刊
- 10 <http://ec.europa.eu/comm/competition/cartels/statistics/statistics.pdf>
- 11 算定ガイドライン第18項
- 12 リーニエンシー申請者は、競争法当局から他のリーニエンシー申請した競争法当局との情報交換のために提出した情報文書の秘密性に関する権利放棄を求められる。 IELL